

公募設置等指針等に対する質疑及び回答

No.	質問タイトル	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
1	Cエリア整備の提案について	公募設置等指針	6	15	③Cエリア整備の考え方	「Cエリアは、以下の手順で整備することとするが、公園整備内容と市民協働の進め方を提案すること」とありますが、この提案は、公募設置等計画の審査【第二段階】6(3)に示すどの項目(配点割合)に該当するのでしょうか？	Cエリアの公園整備内容と市民協働の進め方は、参考提案として様式16において提案を求めるものであり、評価の対象ではないため該当する審査項目及び配点はありませぬ。ただし、様式9-1で求めている公園全体(A～Cエリア)を対象とした提案は評価基準書6(3)に定める評価項目「①ア実施方針」において評価対象となります。
2	Cエリアの整備の考え方について	公募設置等指針	6	18	2.(3)_①_ii	Cエリアの整備は、「市」と「市民」が協働して、公園の整備工事を行うため、本事業における提案以後、認定計画提出者による整備費負担はないという理解でよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	Cエリアの整備の考え方について	公募設置等指針	6	18	2.(3)_①_ii	Cエリアの整備に関して、認定計画提出者が協力を求められた際、それらの活動は指定管理業務の地域連携業務に関することに該当するという理解でよろしいのでしょうか。	Cエリアの公園整備に関する協力については指定管理業務には該当しませぬ。
4	認定計画提出者の捉え方について	公募設置等指針	9	1	3.(2)	ここで言う「認定計画提出者」とは、グループ応募の場合、代表企業ならびに構成企業を含むものと理解しますが間違いないのでしょうか。占有許可や設置管理許可等の提出者は代表企業なるものと想定しておりますが、特定公園施設、公募対象公園施設、利便増進施設の整備・設計・管理運営の実施主体・費用負担についてはグループ内の構成企業各社で役割分担を定めて実施するため、認定計画提出者の人格はグループ全体にかかるものでないとグループ応募の意味がなくなるため。	グループ応募の場合の認定計画提出者は代表企業となり、構成企業は含みませぬ。なお、各施設の設計・整備・管理運営等の実施にあたっては、認定計画提出者から構成企業へ適切に委託してください。
5	Cエリア整備の役割分担について	公募設置等指針	9	15	③Cエリア整備の考え方	Cエリア整備における市と認定計画提出者の役割分担については、本公募設置等指針9ページの(2)役割分担の表と同様の形式で明示して頂くことは可能でしょうか？	現時点では市が全て負担することを想定しています。
6	交差点改良、公共下水道の設計について	公募設置等指針	9	19	(3)公園施設以外の整備と管理	①交差点改良、③公共下水道は、別途業務委託の上、認定計画提出者が実施するとありますが、別途業務委託には設計も含まれると考えてよろしいでしょうか？また、交差点改良には国道中心線に対する縦横断測量や交差点交通量調査が必要と考えますが、これらも別途業務委託に含まれると考えてよろしいのでしょうか？	前段及び後段について、ご理解のとおりです。
7	交差点改良について	公募設置等指針	9	20	3.(3)_①交差点改良	交差点改良について、本事業とは別途、認定計画提出者に業務委託の上、実施する予定であるとありますが、認定計画提出者の業種・資格等による制約も発生するため、その他の構成企業等が業務委託を受けることができるように認めて頂きたく存じます。	ご指摘のとおり、構成企業が市から直接業務委託を受けることも可とする予定です。
8	市道の延伸部分の維持管理について	公募設置等指針	9	25	3.(3)_②市道の延伸部分の維持管理	市道の延伸部分の維持管理について、本事業とは別途、認定計画提出者に業務委託の上、実施する予定であるとありますが、認定計画提出者の業種・資格等による制約も発生するため、その他の構成企業等が業務委託を受けることができるように認めて頂きたく存じます。	NO.7の回答を参照してください。
9	公共下水道整備について	公募設置等指針	9	29	3.(3)_③公共下水道整備	公共下水道整備について、本事業とは別途、認定計画提出者に業務委託の上、実施する予定であるとありますが、認定計画提出者の業種・資格等による制約も発生するため、その他の構成企業等が業務委託を受けることができるように認めて頂きたく存じます。	NO.7の回答を参照してください。
10	認定の有効期間について	公募設置等指針	10	10	(5)事業期間 (6)事業スケジュール	10ページの内容を読むと、設計段階が認定の有効期間に含まれているように見受けられますが、11ページの表を見ると設計段階は計画の認定前と読み取ることができます。設計段階は、認定の有効期間の対象外と理解してよいのでしょうか。	認定公募設置等計画の有効期間は認定の日から20年間です。なお、認定は関係各機関との設計に係る協議が整った後に行うことを想定しています。
11	用語について	公募設置等指針	10	10	3.(5)事業期間	文中および図中に「事業契約実施協定」、「事業契約」という記載がありますが、これらは、「実施協定」を指すという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。公募設置等指針を修正します。
12	事業スケジュールについて	公募設置等指針	10	10	3.(5)事業期間	①認定公募設置等計画の有効期間は、設計を含むこととなっておりますが、P10の図中およびP11の事業スケジュールは、公募設置等計画認定および実施協定後すぐに工事着工となっており、矛盾が生じています。設計期間と公募設置等計画の認定のタイミングについて、どのように整理されておりますでしょうか。	No.10の回答を参照してください。
13	特定公園施設の種類の整備内容	公募設置等指針	12	8	4.1(1)_②特定公園施設の種類の整備内容	特定公園施設の「インフラ(電機、ガス、上下水道等)」は、工作物ではなく特定公園施設に含まれるという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問タイトル	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
14	収益還元の方法について	公募設置等指針	12	19	4.1.(2)特定公園施設等の整備に要する費用	認定計画提出者は公募対象公園施設から得る収益等の一部を特定公園施設の整備に還元することにより、20年間の収益を得る権利を付与されているという理解でよろしいでしょうか。	本事業は都市公園法に基づく公募設置管理制度を活用しているものです。その範囲を超えて、市が何らかの権利を付与しているものではないかと考えています。
15	維持管理費	公募設置等指針	12	19	第4章.1.(2)	公募設置指針の指定管理料単価上限金額に指定管理対象面積を乗じた金額と維持管理費の市議会議決額との乖離があるようですが、BCエリアの維持管理費以外が含まれているためでしょうか。また、その場合、修繕費などが想定されますが、項目をお示しいただけないでしょうか。	市議会議決額はあくまでも予算額であり、指定管理料単価上限金額に指定管理対象面積を乗じた金額と同じではありません。ABエリアの維持管理費以外が含まれている訳ではございません。
16	特定公園施設の設計・監理費用	公募設置等指針	12	20	1_(2)	特定公園施設等の整備に要する費用には、特定公園施設の設計・監理費用も含まれるという認識でよろしいでしょうか。含まれない場合は、提案事業者負担ということになるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	公募対象公園施設の種類の種類について	公募設置等指針	13	1	2. 公募対象公園施設の種類の種類	公募対象公園施設内に公園利用者用の飲食スペースを設けたうえで、ドライブスルーの機能を付加する提案は可能でしょうか。	可能です。
18	公募対象公園施設の種類の種類について	公募設置等指針	13	1	2. 公募対象公園施設の種類の種類	公募対象公園施設専用の駐車場を設けることは可能でしょうか。	公募対象公園施設として整備する場合は、可能です。
19	指定管理料単価について	公募設置等指針	15	13	7_(1)指定管理者の指定	指定管理料単価は税抜きという理解でよろしいでしょうか。	税込みとなります。
20	駐車場の管理運営事業について	公募設置等指針	15	14	7_(2)駐車場の管理運営事業	想定以上の収益の一部を還元方法については、金銭以外の価値提供(サービス水準の向上、公園施設の整備等)による還元方法も認められますでしょうか。	ご提案に基づき、協議することとします。
21	選定委員会委員の公表について	公募設置等指針	15	29	9.設置等予定者を選定するための評価の基準	平塚市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会委員は、事前公表して頂くことは可能でしょうか？	選定後に公表いたします。
22	グループ応募時、複数の企業が設置管理許可を受けたい場合について	公募設置等指針	16	8	10_(1)_①ア法人や法人のグループに係る事項	代表企業が認定計画提出者となるとありますが、代表企業以外のものが設置管理許可を受け公募対象公園施設を設置する際には、法第5条の8に基づき公園管理者の承認を受け認定計画提出者から必要となる地位の一部を承継した上で申請をすることで、設置が可能との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	グループ応募時、複数の企業が設置管理許可を受けたい場合について	公募設置等指針	16	8	10_(1)_①ア法人や法人のグループに係る事項	上記の質問に関連し、認定計画提出者の地位の一部を承継する場合、承継できる事業者は構成企業に限定されますでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、将来的に地位の承継を想定している場合は様式10-1実施体制にその旨を記載してください。
24	応募グループの構成企業の変更について	公募設置等指針	17	26	10_(1)_④応募グループの構成企業の変更	応募グループの場合、構成企業の変更は参加書類申請の提出以降は原則として認めないとなりますが、ここでいう参加書類申請とは、P19の「③応募登録」を指すという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	応募グループの構成企業の変更について	公募設置等指針	17	26	10_(1)_④応募グループの構成企業の変更	代表企業も構成企業の1社であるため市の承諾が得られれば、提案書提出までに変更することは可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	公募設置等計画等の提出について	公募設置等指針	19	34	10_(2)_⑦公募設置等計画等の提出	「応募制限関連書類」とはどの書類を指しますでしょうか。	この「応募制限関連書類、応募資格関連書類」は、様式集第1章2(1)に示す「参加資格等に関する提出書類」と読み替えてください。
27	公募設置等計画等の提出について	公募設置等指針	19	34	10_(2)_⑦公募設置等計画等の提出	都市公園法第5条の3に基づき作成した公募設置等計画は、様式集に示されている「全体計画に関する提案書」とは別に任意様式で案を作成し、提出するという理解でよろしいでしょうか。	この「都市公園法第5条の3に基づき作成した公募設置等計画」は、様式集第1章2(2)に示す「全体計画に関する提案書」を指します。これと別に案を作成・提出していただく必要はありません。
28	市民向け説明会等の協力について	公募設置等指針	20	28	10_(4)市民向け説明会及び意見交換会への協力	市民向けの説明会及び意見交換会の実施予定回数をそれぞれお示ください。	説明会及び意見交換会は、同一のもので、併せて一つの会と考えています。2～3回を想定しています。
29	公募対象公園施設の工事期間中の設置許可料	公募設置等指針	21	10	10_(8)_④公募対象公園施設の設置管理許可	公募対象公園施設であっても工事期間中は収益が発生しないため、特定公園施設同様、工事期間中の設置管理料は免除していただけないでしょうか。	設置管理許可の期間は着工日からとなるため、工事期間中であっても設置管理許可使用料は発生いたします。
30	指定管理者の指定	公募設置等指針	22	15	第4章.10.(8).⑥	認定計画提出者以外の構成企業を指定管理者として提案する場合、該当社に対する条件等はございますでしょうか。	構成企業のうち、本公園と同程度以上の規模の都市公園の管理運営業務実績を有する者としてください。
31	オープニングセレモニーについて	公募設置等指針	22	20	10_(9)オープニングセレモニーの実施	オープニングセレモニーの時期についても、認定計画提出者の提案するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	リスク分担について(物価)	公募設置等指針	23	2	10_(10)_①リスク分担	物価変動リスクについて、特定公園施設部分に関しては、認定計画提出者ではコントロールできないリスクのため、貴市の負担もしくは、協議事項としていただきたく存じます。	原案のとおりとします。

No.	質問タイトル	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
33	リスク分担について(整備費の増大)	公募設置等指針	23	2	10_(10)_①リスク分担	整備費(設計費含む)の増大に関するリスク分担も明記いただきたく存じます。「市が提供した資料・情報等の誤りによる整備費の増大」および「提案提出後の市及び市民等からの要求による設計変更に伴う、提案額以上の整備費の増大」に関しては、認定計画提出者ではコントロールできないリスクのため、貴市に負担を頂きたいと存じます。	市の指示による設計変更とそれに伴う追加費用の取扱いについては、特定公園施設等については実施協定書(案)第12条及び同条第2項、公募対象公園施設については第31条及び同条第2項をご参照ください。なお、公募対象公園施設について市が費用負担をすることは想定していません。
34	リスク分担	公募設置等指針	23	4	第4章.10.(10).①	「リスク分担に定めのない内容が生じた場合は、市と認定計画提出者が協議の上、負担者を決定する」とありますが、人件費の上昇等については、リスクではなく基本協定書(案)P6.第34条に定める指定管理料の変更に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	指定管理業務に関する人件費の上昇等についてはご理解のとおり、管理運営に関する基本協定書(案)第34条に基づき協議することになります。
35	物価変動	公募設置等指針	23	18	物価	公募設置等計画等の提出から着工までの期間が長く、物価変動のリスクが高いです。物価が上昇した場合、公募設置等計画等の提案内容が守られる範囲内での計画の変更やVE・CDの協議は可能でしょうか。	協議を実施することは可能です。
36	汚染物の除去が必要となった場合の費用負担について	公募設置等指針	24	19	①リスク分担 ※1	調査の結果、汚染物の除去が必要となった場合の費用負担は、市又は関係機関として頂くことは可能でしょうか？	原案のとおりとします。
37	技術的に飛砂防備できる根拠資料	別紙1 要求水準書	4	13	6_(1)_②	技術的に飛砂防備できる根拠資料等の想定されているか事例資料があればご教授ください。	事例資料はありません。現施設の場合、プール跡地東西の緑地は、クロマツほか大小様々な樹木で構成され、高い飛砂防備・防風機能を有していると考えられます。また、プール跡地については、プールの躯体の段差により市街地への飛砂を防いでいると考えられます。いずれも国道134号に飛砂は流出していないことから、十分に機能を有しているものと認識しています。今回の公園整備では、現状の飛砂防備機能が変更となるため、技術的に飛砂防備できることを示す根拠資料は必要となります。
38	公園全体の最低の地盤高について	別紙1 要求水準書	4	23	④地盤高	公園全体の最低の地盤高さは標高8m以上を標準とする計画とありますが、造成が伴う場合その費用は市が負担する特定公園施設の取得額に含まれていると解釈してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
39	プール跡地を含む公園全体の最低地盤高さ	別紙1 要求水準書	4	24	6_(1)_④	「公園全体の最低の地盤高さは、標高8m以上を標準とする計画」とありますが、現況地盤高は、プール底で4.10、プール周辺で5.14となり、場所によっては4m近くの盛土をするのが条件という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	プール跡地内の盛土に伴う開発許可申請	別紙1 要求水準書	4	24	6_(1)_④	プール跡地の盛土をするにあたり、開発許可申請対象にはならないという認識でよろしいでしょうか。	公園施設の整備のため、許可を要しない行為となります。
41	プール躯体の残置	別紙1 要求水準書	4	24	6_(1)_④	プール跡地の盛土をする際に、プール躯体を残置することも可能という認識でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、プールの躯体は利活用をする場合を除き、撤去してください。
42	プール跡地の盛土費用	別紙1 要求水準書	4	24	6_(1)_④	プール跡地の盛土費用は特定公園施設の整備工事費用に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	地盤高について	別紙1 要求水準書	4	30	6_(1)_④地盤高	プール敷地内を含む公園全体の最低の地盤高さは、標高8m以上を標準とすると思いますが、プール跡を利活用は認められており、部分的に8mを満たさないエリアがあっても良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	事業対象地の植栽計画図	別紙1 要求水準書	5	8	6_(3)	事業対象地の既存植栽図のご提供をお願いいたします。	事業対象地の既存植栽図はございません。
45	現在の緑化率について	別紙1 要求水準書	5	8	6_(3)	現在の各エリアごと(A,B,C)の緑化率をご提示いただけますか。	現状の緑化率は把握しておりません。
46	緑化率の算入対象緑地	別紙1 要求水準書	5	16	6_(3)	緑化率は50%にできるだけ近づける計画とありますが、緑化率とは芝生等で覆われた緑地部(中高低木はなし)も緑化率に算入できるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、算入には条件があり、市街化調整区域において、芝生は緑化率の1/2を上限として算定できます。なお、緑化率の算定方法の詳細は、平塚市HPに掲載している「事業場等の緑化について」をご確認ください。

No.	質問タイトル	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
47	屋上緑化の緑化率算入	別紙1 要求水準書	5	16	6_(3)	公募対象公園施設の屋上に緑化を行った場合は、その範囲も緑化率対象となるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、算入には条件があり、市街化調整区域において、屋上緑化等の特殊緑化は緑化率の1/2を上限として算定できます。その他に灌水設備設置等が必要になります。なお、緑化率の算定方法の詳細は、平塚市HPに掲載している「事業場等の緑化について」をご確認ください。
48	海浜植物の保全	別紙1 要求水準書	6	20	②海浜植物の保全	保護の必要な海浜植物の計画地内における分布図などはありますでしょうか。	平成30年5月に実施した調査では、レッドデータ評価の絶滅危惧に分類されるハマニガナ、ハマオモトが確認されています。分布範囲を具体的に示すことはできませんが、調査時点では公園整備範囲よりも海岸側に生育していることを確認しています。なお、計画段階において、認定計画提出者にて現地を確認し、保護・保全に配慮した計画としてください。
49	海浜植物について	別紙1 要求水準書	6	20	7_(1)_②	確認されている海浜植物のリスト及び分布図をご提示いただけますか。もしくは、令和元年5月24日に公表された「湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業における公募設置等指針(案)等」に対する事業者からの質問に対する回答(同年7月公表)の中で、海浜植物について平成30年5月に調査したという記載がありますが(質問番号38)、こちらの調査結果をご開示いただけますか。	No.48の回答を参照してください。
50	交差点改良に係る費用について	別紙1 要求水準書	7	11	(2)国道134号の道路改良	市の負担額の範囲内であれば、2ヶ所の交差点改良を行う施設計画でもよろしいでしょうか？	原則として1ヶ所の交差点改良で対応可能な計画とすることを想定していますが、市の負担額の範囲内であれば、2ヶ所の交差点改良をご提案いただくことも可能です。
51	広場について	別紙1 要求水準書	9	8	①広場	広場で想定されているイベントを教えてください。	市が想定している具体のイベントはありません。本公園がより多くの市民に愛され、使われるように働きかける取り組みやイベントの提案をお願いいたします。
52	広場について	別紙1 要求水準書	9	8	①広場	想定するイベントの内容により、必ずしも芝生ではなく舗装された部分があったほうが、効果的な利用を展開できると判断できる場合には、必ずしも1500m ² すべてを芝生としないことも可能でしょうか。	イベント時のみではなく、日常における自然との一体感を重要と考えており、1,500m ² を芝生(類似品可)で整備してください。
53	津波避難施設の規模算出根拠	別紙1 要求水準書	12	1	1_(2)_⑨	津波避難施設を本事業対象地内に独立した建築物として設置する場合、施設規模(避難人数等)を算出する根拠及び施設計画に関わる適用基準等をご教授ください。	面積や収容可能人数は、公園施設の配置や来園想定人数により異なります。ハザードマップを参考に津波避難想定シミュレーションを行い、面積や収容可能人数を設定してください。適用基準については、「港湾の津波避難施設的设计ガイドライン」平成25年10月国土交通省港湾局 を参照ください。
54	津波避難施設の建ぺい率特例	別紙1 要求水準書	12	1	1_(2)_⑨	津波避難施設は、「災害応急対策に必要な施設」として建ぺい率の特例対象(+10%)となるという認識でよろしいでしょうか。	津波避難施設は、建ぺい率特例対象となる「災害応急対策に必要な施設」には該当しません。
55	公募対象公園施設の営業時間について	別紙1 要求水準書	16	34	2. 維持管理・運営に関する要求水準	公募対象公園施設の営業時間は原則5:00~23:00、とありますが、これはこの時間帯の中で適宜設定するものと理解してよいでしょうか。またそれ以外の時間帯の提案をすることは可能でしょうか。	適宜設定するとの解釈で問題ありません。それ以外の時間については、防犯及び騒音の対策を施した提案であれば可能です。
56	公募対象公園施設の営業時間について	別紙1 要求水準書	16	35	第4章_2. 維持管理・運営に関する要求水準	公募対象公園施設の営業時間は原則5:00~23:00を基本とするとありますが、5:00~23:00の間で事業者側で自由に設定することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
57	情報公開請求について	別紙1 要求水準書	27	10	10_(13)情報公開	情報公開について、昨今競合他社からの情報公開請求が横行しています。つきましては、公開示の内容については、協議事項としていただきたくお願い致します。	協議事項とすることは可能ですが、請求者が公開内容に不服があり、審査請求した場合、情報公開審査会が開催されます。審査会での内容によっては、協議事項で非公開とした内容についても公開すべきと判断される場合があります。
58	Aエリアの横断面図				測量横断面図	Aエリアの横断面図が添付資料3にありませんが、何か理由がありますでしょうか？またAエリアの横断面図は認定計画提出者が実施すると考えてよろしいでしょうか？	Aエリアの横断面図について、PDFは「横断面図-プール及び西側2/3」、CADデータは「横断面図2-2」をご覧ください。
59	管理対象面積	別紙2 指定管理者業務内容説明書	1	35	3_(4)管理対象面積	駐車場運営においても清掃や管理、保守等の公園施設の延長での管理業務が発生するため、指定管理の管理対象範囲に駐車場も含めていただくことを要望します。	原案のとおりとします。
60	砂の除去	別紙2 指定管理者業務内容説明書	2	20	4.(1).④.7	砂の処理については、ゴミを取り除いた上、廃棄物とせず砂浜または園内の砂地に戻す形で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問タイトル	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
61	ゴミ処理の費用負担	別紙2 指定管理者業務内容説明書	2	35	4.(1).⑥.ウ	敷地内に不法投棄された廃棄物(家電製品、タイヤ、自転車等)の処分費用は貴市の負担としていただけますでしょうか。	敷地内に不法投棄された廃棄物であっても、指定管理者の負担により処分してください。その際は、廃棄物処理法や各種リサイクル法に基づき行うよう留意してください。
62	使用機材収納倉庫	別紙2 指定管理者業務内容説明書	2	40	⑦使用機材収納倉庫	使用機材収納倉庫は特定公園施設整備に含まれると考えて宜しいでしょうか。また想定される倉庫の仕様などありましたらご教授願います。	使用機材収納倉庫は特定公園施設整備に含まれます。倉庫の使用については特段ありませんが、倉庫は建築物となるため建蔽率が超過しないよう留意してください。 なお、倉庫の建築面積は公募対象公園施設の建築面積には含めません。
63	行為許可の受付について	別紙2 指定管理者業務内容説明書	3	10	4_(2)_①_イ	行為許可の受付時間について、曜日や時間については、公園利用者サービスの視点を踏まえ、指定管理者の提案により、貴市との協議の上、変更ができる形を認めていただきたく存じます。	行為許可の受付は、公園利用者サービスの観点から土日祝日、年末年始を除く8時30分～17時15分を基本と考えていますが、認定計画提出者の提案に基づき、協議の上決定するものとします。
64	地域連携業務に関すること	別紙2 指定管理者業務内容説明書	3	20	4_(3)地域連携業務に関すること	地域連携業務として実施するイベント等については、自主事業とに該当しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	地域連携業務に関すること	別紙2 指定管理者業務内容説明書	3	20	4_(3)地域連携業務に関すること	指定管理業務(地域連携業務)として実施するイベントに関しても、管理許可・行為許可を申請し、使用料を支払う必要はありますでしょうか。	必要ありません。
66	自主事業	別紙2 指定管理者業務内容説明書	3	39	イ 自動販売機	自動販売機を設置した場合、使用料をお支払いした上で、売上の10%以上の管理料をお支払いするということでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	配置人員について	別紙2 指定管理者業務内容説明書	4	16	6_(1)配置人員	配置人員について、常時1名を配置する時間帯や日数については、指定管理者の提案に基づき、貴市との協議の上、設定させていただきますでしょうか。	配置人員については、行為許可の受付時間と同様に土日祝日、年末年始を除く8時30分～17時15分を基本と考えていますが、認定計画提出者の提案に基づき、協議の上決定するものとします。
68	職員の配置	別紙2 指定管理者業務内容説明書	4	17	6.(1)	公園利用者には常時1名が対応できる体制と指定されていますが、同日中に複数名の交代制としてもよろしいでしょうか。	常時1名が対応できる体制が確保できていれば、同日中に複数名で交代することも可能です。
69	光熱水費、通信運搬費及び修繕費	別紙2 指定管理者業務内容説明書	6	6	オ 光熱水費	「光熱水費、通信運搬費及び修繕費については、年度終了後、清算すること」とありますが、どのように行う予定でしょうか。	光熱水費、通信運搬費及び修繕費については、精算項目として設定します。年度協定書にて、当該年度の精算項目の指定管理料を定めることとなりますので、年度終了後、残金が生じた場合は返還していただくこととなります。
70	審査対象について	別紙3 評価基準書	5	6	(3)公募設置等の審査	「公募設置等指針」の10ページに示されている「(4)別途、提案を求める事項」の①及び②、「要求水準書」の3ページに示されている「(2)公園の愛称」は審査の対象になりますでしょうか。また、対象になる場合、どの評価項目に含まれますでしょうか。	「公募設置等指針 第3章3.(4)別途、提案を求める事項①及び②」は参考提案として様式16に記載いただくものですが、審査の対象とはなりません。「要求水準書 第2章5.(2)公園の愛称」については、愛称そのものは評価対象にはありませんが、事業コンセプトに合った愛称をご提案ください。
71	評価項目について	別紙3 評価基準書	5	6	7_(3)_①	公募設置等指針のP10にある「(4)別途、提案を求める事項」は、本事業の評価には含まれないという理解でよろしいでしょうか。	NO.70の回答を参照してください。
72	様式3-1	別紙4 提案様式集			様式3-1質問書	様式3-1および様式3-2質問書の備考欄に「※配布資料に関する質問は受け付けません。」とありますが、ここでいう配布資料とはどの資料を指すのでしょうか。	「配布資料」は応募登録した応募法人又は応募グループに応募登録時に対して送付する「要求水準書 添付資料10 事業参画意向者リスト」を指しています。

No.	質問タイトル	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
73	様式8-3	別紙4 提案様式集			様式8-3 建設工事の実績を証する書類	交差点改良及び公共下水道整備の建設業務の役割にあたる当グループの構成企業(土木一式 平塚市内本店)は、本公園と同程度以上の規模の都市公園の建設工事実績がありません。様式8-3は、平塚市から受注した土木工事等の実績を記載すればよろしいでしょうか。なお特定公園施設の建設業務にあたる当グループの構成企業(「造園」で特定建設業の許可を受けている 平塚市内本店)において様式8-3は、本公園と同程度以上の規模の都市公園の建設工事実績を記載いたします。	交差点改良及び公共下水道整備の建設業務の役割にあたる構成企業については建設工事実績を求めているため、様式8-3の「本公園と同程度以上の規模の都市公園の建設工事実績」以下は空欄のままです。 なお、様式8-3記載枠下の注意書きは、公募設置等指針第4章の10(1)①イの記載を踏まえ、以下のとおり訂正いたします。 (訂正前) ※平成31年度及び平成32年度平塚市競争入札参加資格審査において、申請区分「工事の請負」、申請業種「建築工事」又は「一般土木工事」の競争入札参加資格を有すると認定された者であることを証する書類を添付してください。 (訂正後) ※令和元年・2年度平塚市競争入札参加資格者名簿において、業種区分「工事」、営業種目「建築一式」又は「土木一式」又は「造園」で登録が認められている者であることを証する書類を添付してください。
74	様式11-1	別紙4 提案様式集			様式11-1 投資計画及び資金調達計画	様式11-1投資計画及び資金調達計画は、公募対象公園施設に関する事項という理解でよろしいでしょうか。	事業全体についての投資計画及び資金調達計画を作成してください。
75	様式11-2	別紙4 提案様式集			様式11-2 事業収支計画	様式11-2事業収支計画は、公募対象公園施設に関する計画を記載するという理解でよろしいでしょうか。	事業全体についての事業収支計画を作成してください。
76	様式11-3	別紙4 提案様式集			様式11-3 施設整備費内訳	備考に「※合計金額が様式16「特定公園施設の建設に要する費用」と一致するように」とありますが、様式17という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
77	様式18	別紙4 提案様式集			様式18 構成員変更承諾願	構成員の変更を様式18で届けである場合、様式2の応募登録時に提出する添付資料の提出は必要になりますでしょうか。	新たに構成企業として追加された法人については、添付資料の提出が必要となります。
78	費用負担の協議について	別紙5 基本協定書(案)	1	22	(責務)第2条 4	市民並びに選定委員会からの意見や要望等を踏まえ、必要に応じ公募設置等計画等の一部変更等により発生する増減額の費用負担は、甲乙協議という解釈でよろしいでしょうか？	特定公園施設の一部変更等により発生する費用負担については、ご理解の通りですが、公募対象公園施設について、市が費用負担をすることはありません。
79	「公募設置等計画等」の書類範囲について	別紙6 実施協定書(案)	2	13	第2条_(2)_②	「①の内容に対する一切の質疑及び回答」には、競争的対話での質疑・回答も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
80	費用の負担について	別紙6 実施協定書(案)	5	21	(特定公園施設等の設計 第11条 3	事業者事由による設計変更により発生する増額費用は、事業者負担という解釈でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
81	費用の負担について	別紙6 実施協定書(案)	6	7	(甲による設計変更) 第12条 2	甲による設計変更により発生する増額費用は、原則甲が負担するという解釈でよろしいでしょうか？	第12条第2項のとおり、協議により定めます。
82	保証金の返還について	別紙6 実施協定書(案)	21	26	(保証金の返還)	不可抗力・法令変更による場合の保証金は、返還の対象となるのでしょうか？	第63条第1項若しくは第66条第1項に基づき、甲と乙が協議の上、本協定を解除する場合には、乙による第61条に基づく公募対象公園施設の撤去等を確認後、保証金を乙に返還します。